

父子家庭のみなさまにも児童扶養手当が支給されます！

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、平成22年8月1日から父子家庭にも児童扶養手当を支給する制度が新しくできました。
 手当を受給するためには、市町村への申請が必要です。（随時受付をしております）

1 受給できる父子家庭

次の条件に該当する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを育てている父、又は父に代わってその子どもを育てている人です。

- ・ 父母が婚姻を解消した子どもがいる
- ・ 母が死亡した子どもがいる
- ・ 母が一定程度の障害の状態にある子どもがいる
- ・ 母の生死が明らかでない子どもがいる など

2 児童扶養手当の月額（対象の子どもが1人の場合の手当額）

区分	支給額
全部支給	41,720円
一部支給	9,850円～41,710円

第2子は月額5,000円、第3子以降は1人月額3,000円ずつ加算されます。
 前年の所得が一定額以上あるときは、当年度(8月から翌年の7月まで)の手当の一部または全部が支給停止になります。

3 初回支給（8月分～11月分）の申請方法

受付窓口	奥出雲町福祉事務所
申請期限	平成22年11月30日まで ・ 7月31日までに支給要件に該当している方は12月支給 ・ 8月1日以降支給要件に該当した方は申請月の翌月からの支給

個々の事情により、提出いただく書類等は異なります。
 「支給要件に該当するか」、「支給額はいくらか」などご不明な点は福祉事務所（福祉係）までご相談ください。

【お問い合わせ先】 奥出雲町福祉事務所 福祉係 有線 31-5126 電話 54-2541

全国一斉 高齢者・障がい者の人権あんしん相談 強化週間

近年、高齢者や障がい者に対する虐待やいじめ、嫌がらせなど、高齢者や障がい者の人権が侵害される事件が増えています。法務省の人権擁護機関では、このような被害を受けて困っている人、あるいはこのような状況を見聞きした皆さんからの相談を受けて、その救済を図るため、強化期間中下記のとおり電話相談を実施します。

相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

相談ダイヤル（松江地方法務局）

0852 - 32 - 4260

【期 間】平成22年9月6日（月）～9月12日（日）

【時 間】午前8時30分～午後7時

ただし、土曜日・日曜日は午前10時～午後5時

【主 催】松江地方法務局・島根県人権擁護委員連合会

【お問い合わせ先】町民課 町民福祉係

有線：20 - 4101 電話：52 - 2674



平成22年度 宝くじコミュニティ助成事業 前布施自治会に公園遊具、小馬木本郷自治会に桶胴太鼓を整備しました

今年度、実施団体の負担金と宝くじの助成金により、ブランコ、すべり台などの公園遊具が前布施自治会に、桶胴太鼓5台が小馬木本郷自治会に整備されました。

この助成金は宝くじの収入を財源とし、地域コミュニティの健全な発展を図るためのものです。今回の整備により、地域コミュニティ活動の更なる推進が期待されます。

【お問い合わせ先】

地域振興課 有線：31 - 5264 電話：54 - 2524



前布施自治会に整備された遊具



小馬木本郷自治会に整備された桶胴太鼓



平成22年10月1日

今年は5年に1度の国勢調査の年です 皆様のご協力をお願いします

10月1日基準日に平成22年国勢調査を行います。

国勢調査は、人口と世帯に関する最も基本的な統計調査で、大正9年（1920年）に第1回調査を行い、以来5年ごとに実施しています。

今回の国勢調査は、少子高齢化が進む中で我が国の人口・世帯の最新の実態を明らかにし、国民生活の向上に幅広く役立つ基礎的なデータを提供します。

国勢調査は、日本に住んでいるすべての人が対象となります。

9月下旬から10月上旬にかけて、国勢調査員が皆さんのお宅へ、調査票の配布と受け取りにうかがいます。

国勢調査員をはじめとする調査関係者には、守秘義務があり、調査内容の秘密は保護されます。

町民の皆様にご協力をお願いすることはもとより、町外在住のご親戚、ご友人の皆様でU・Iターンを希望しておられる方の情報の提供をはじめ、一人でも多くの方々の9月末町内在住実現に向けて積極的なご協力をいただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先/役場 企画財政課 有線：31-5244 電話：54-2522